

東京都心身障害者医療費助成制度(障)受給者証のご案内

【東京都心身障害者医療費助成制度（通称「マル障」）について】

この制度は心身障害者の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が医療費（保険診療分）の自己負担額の一部を助成する制度です。申請によって(障)受給者証を発行します。

申請される方は、申請月の初日から医療費の助成開始となります。転入の方は、転入日と申請時期により助成の開始日は異なります。

全ての要件が確定している場合は、即日交付します。転入者の方は翌日以降に、身体障害者手帳申請の場合は障害等級確定後（通常1ヶ月後）に、郵便で(障)受給者証を送ります。

【対象になる方】

江東区に住所を有する、健康保険加入者で、65歳になる前に①から③の手帳に該当の方で、所得が所得制限基準額以下の方。

- ① 身体障害者手帳 1・2級 ただし、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害）含む方については総合等級3級まで
- ② 愛の手帳 1・2度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級

【65歳以上で対象になる方】

65歳以上の方でも、65歳になる前に上記①から③の手帳を取得された方で、65歳に達する日の前日に、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けていた方、東京都の区域外に住所を有していなかった方は対象となります

【対象にならない方】 次のいずれかに該当する方

- * 江東区子ども医療受給者証（乳・子・青）を受給している方
- * 後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方
- * 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方
- * 医療保険の自己負担のない施設に入所している方

所得制限基準額表（※所得更新の関係で有効期間は8月31日までとなり、8月下旬に新しい証を送ります。）

適用期間	令和7年9月1日～令和8年8月31日		扶養親族が5人を超えるときは、1人につき38万円を加算します。 次の扶養親族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がいるときは、1人につき25万円 医療費・社会保険料（申請者が20歳未満で所得判定者が世帯主等の場合は一律80,000円）・配偶者特別控除等については、総所得より相当額を控除します。 （注）20歳以上の方 本人所得により判定 20歳未満の方 世帯主等の所得により判定 （ただし、本人が国保の世帯主、又は社会保険による被保険者になっている場合は本人所得）
対象所得	令和6年中所得（注） R6.1.1～R6.12.31の所得		
扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額	
0人	3,661,000円	5,252,000円	
1人	4,041,000円	5,728,000円	
2人	4,421,000円	6,203,000円	
3人	4,801,000円	6,668,000円	
4人	5,181,000円	7,090,000円	
5人	5,561,000円	7,512,000円	

$$\boxed{\text{収入}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{総所得金額等}} - \boxed{\text{総所得金額等}} - \boxed{\text{各種控除}} = \boxed{\text{基準額と比較する額}}$$

【申請に必要なもの】 ※原本でなくコピーでも可

- ① 申請者本人の健康保険資格情報が確認できるもの（健康保険資格確認書・マイナンバーカードなど）
- ② 申請者本人の障害等級が障害要件に該当することが確認出来る手帳（障害者手帳）
- ③ 都内転入者の場合、マル障受給者証交付状況連絡票（前住所地から発行されます）をお持ちの場合、マル障受給者証を即日発行できます
- ④ マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できる書類

【助成内容】

健康保険証とともに契約医療機関等の窓口で提示すると、保険診療の一部負担額が下記のように軽減されます。

住民税課税の方	1割負担	外来 上限	18,000円 / 月 年間上限144,000円	入院 上限	57,600円 / 月 多数回44,400円 * 2
	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、負担していただきます。				
住民税非課税の方	外来は負担なし。ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については負担していただきます。				

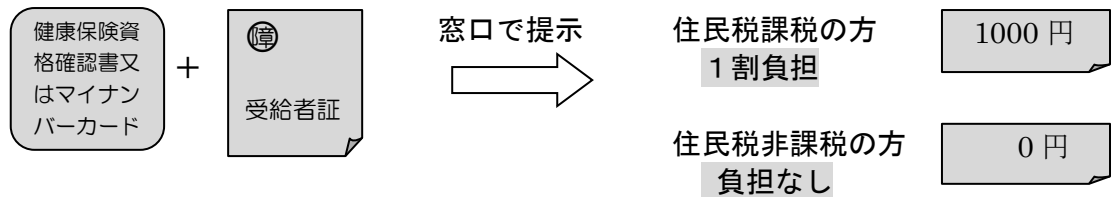
- * 住民税課税区分は所得判定者のものです。
- * 多数回 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- * 差額ベッド代、文書料、おむつ代、健康診断費用、予防接種代など、保険診療外の自己負担金は、助成の対象にはなりません

<マル障受給者証>

【受給者証の使い方】

- ◇都内・都外のマル障を扱っている内科・歯科・薬局で使用する場合
受診する際に窓口健康保険証と受給者証の両方を提示します。
自己負担分（3割又は2割又は1割）について、以下のようにその場で助成されます。

例 医療費が1万円で、自己負担が3千円の場合



- ◇都内のマル障を扱っていない内科・歯科・薬局、都外医療機関、施術を受診した場合
自己負担分（3割・2割・1割）を先に支払います。後日、下記の必要書類を持参の上、区役所に還付申請してください。内容確認後、ご本人様名義の口座に振り込み（償還払い）をします。

<必要書類> 医療費領収書原本（保険点数・保険負担割合・保険負担額の記載のあるもの）
医療助成費支給申請書（下記の窓口にあります）

マル障受給者本人の口座情報が分かるもの

※施術の場合は「加入する保険組合からの支給決定通知書」、補装具の場合は「意見書（写し）」「加入する保険組合からの支給決定通知書」も必要になります

※江東区外転出や障害等級低下などの場合はマル障制度の対象外となりますので、お持ちのマル障受給者証は下記までお返しく下さい。

江東区障害福祉部障害者支援課障害者福祉係
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
電話 03(3647)4952
FAX 03(3647)4910